

Network Tokyo

ネットワーク東京

2023
5
Vol.603

特集

「ビルメンテナンス業のための
新たな化学物質管理」セミナーから



公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会 広報誌
<https://www.tokyo-bm.or.jp/>

東京都の重要文化財
明治学院インブリー館

いつもキレイを維持できる。

抜群の耐薬品性を誇るソリッドシールに
耐ヒールマーク性をプラスした、新たなフロアシール剤！

SUSTAINA[®] SOLID SEAL TRAFFIC

ソリッドシール トラフィック

抜群の耐ヒールマーク性・耐薬品性



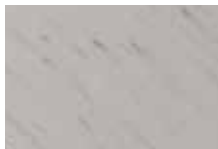
主剤：4.55kg



添加剤：0.45kg

▶ 抜群の耐ヒールマーク性

新世代のメンテナンスを可能にするフロアシール剤「ソリッドシール」に、さらに**耐ヒールマーク性**をプラスしました。



高耐久樹脂ワックス



ソリッドシール



ソリッドシール トラフィック

試験方法

高耐久樹脂ワックス、ソリッドシール、ソリッドシール トラフィックをそれぞれホモジニアス
タイルに塗布し、乾燥後ゴムブロック片で強く擦り、傷や汚れの入り具合を観察

▶ 抜群の耐薬品性

塗装後急速に塗膜が緻密化するので液体が浸透しにくく、浸透しても
強結合架橋が塗膜組織を守ります。



一般樹脂ワックス



アルコールで白化
(早い場合は5分程度で白化)



ソリッドシール



白化しない
(一晚乾燥後も)



ソリッドシール トラフィック



白化しない
(一晚乾燥後も)

ソリッドシールトラフィック

検索



大切な場所には、きっと。

設備管理に関する新たな動画を作成

当協会ではビルメンテナンス業の紹介や社内教育などに活用できるよう、わかりやすい Web 動画の制作を積極的に進めている。

この度、設備管理・保全講習で開催している電気設備講習の実技に焦点をあて、新たに2本の動画を制作した。

本動画は、初級レベルの実技講習の主なポイントを紹介し、講習の予習や復習、社内教育の補助教材として活用できる内容となっている。



『設備管理講習 受電盤、動力・電灯変圧器盤の研修』

「設備管理の基礎（新人教育）」、「ビルの電気設備（初級編）」講習会で実施する受電盤、動力・電灯変圧器盤の操作実技の注意点やポイントを解説。



『設備管理講習 電気測定器の使い方』

「設備管理の基礎（新人教育）」、「ビルの電気設備（初級編）」、「高圧・特別高圧電気取扱者安全衛生特別教育」、「低圧電気取扱者安全衛生特別教育」で使用する電気測定器の概要や測定時のポイントを解説。



● 動画はこちらの URL よりご覧ください ●

<https://www.tokyo-bm.or.jp/seminar/library.html>



当協会における新型コロナウイルス感染症 対策の変更について

政府が新型コロナウイルス感染症における感染症法上の位置づけを、5月8日に5類に引き下げることに伴い、当協会の講習会等も以下の通り対応を変更する。

- 1 講習会等のマスク着用と手指消毒が任意に。
- 2 体調チェックシートの提出が不要に。
- 3 入室時の検温が不要に。
- 4 イベント時の立食が解禁に。

当協会の講習会等をご利用される方は上記をふまえてご参加ください。

なお、（公社）全国ビルメンテナンス協会より「ビルメンテナンス業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」の改訂版が発行されているので合わせてご参照ください。



<https://www.j-bma.or.jp/corona/32296>

『知っておきたい建物設備の知識』を発刊

社内教育等での活用を目的に、設備点検に関するテキストを作成した。

本書は、設備管理業務の初心者が理解しやすいよう、設備機器の名称、役割、点検項目、点検箇所、良否判定の方法などについて、写真やイラストを多く取り入れ、わかりやすく解説している。是非、ご一読ください。

- | | |
|------------|-----------|
| 1章 電気設備 | 2章 空気調和設備 |
| 3章 給排水衛生設備 | 4章 防災設備 |

会員価格：1,980円（税込）本体1,800円+税180円

一般価格：3,960円（税込）本体3,600円+税360円

購入は東京マナビルから

<https://www.tokyo-bm.or.jp/manabuil.html>



Topics

設備管理に関する新たな動画を作成	1
------------------	---

Clip Board

当協会における新型コロナウイルス感染症対策の変更について 『知っておきたい建物設備の知識』を発刊	2
---	---

特集

「ビルメンテナンス業のための 新たな化学物質管理」セミナーから	4
------------------------------------	---

理事会報告

2名の委員会委員を追加選任	16
---------------	----

Special

令和5年度東京都所有の建築物の維持管理に関する要望の回答	22
サクランボは実るでしょうか ～偽の入札には気を付ける	26

Series & Regular

連載 社会の主な出来事	21
連載 なんでも相談コーナー	28
連載 おすすめ製品コーナー	29
協会からのご案内済み一覧／編集後記	30
告知板	31

Cover Story

テーマ：東京都の重要文化財

明治学院インブリー館



明治学院白金キャンパス内に建つ、旧宣教師館。1889（明治22）年頃に建てられた、日本に現存する宣教師館の中でも有数の歴史をもつ貴重な建物。宣教師で明治学院神学部教授のウィリアム・インブリーが長年住んでいたことで知られ、西欧風の住宅建築の特質をよく示している。

About Us

公益社団法人
東京ビルメンテナンス協会
設立

昭和37年（1962年）5月15日

公益社団法人移行

平成23年（2011年）2月1日

会員数

正会員508社／賛助会員68社
（令和5年4月30日現在）

ビルメンテナンス業のための 新たな化学物質管理 セミナーから

厚生労働省は、令和4年5月に化学物質による労働災害を防止するために労働安全衛生規則等の一部改正を公布した。

本改正は、これまで化学物質関係の特別規制からは規制対象外であった有害な化学物質を主な対象として、各事業者に従事者のばく露防止のための措置や制度を導入させることを目的としている。

本特集では、令和5年2月21日に実施した「ビルメンテナンス業のための新たな化学物質管理」セミナーの内容から、ビルメンテナンス事業者にとって重要となる点を抜粋するかたちで掲載した。特に化学物質を取り扱っている事業者の方は、自社の体制に問題がないか改めて確認する機会としていただきたい。

講演者

第一部 東京労働局労働基準部健康課
金内 歩 氏

第二部 シーバイエス株式会社
マーケティング・R&D 本部
菅沼 剛 氏

第一部

「職場における新たな化学物質規制について」

東京労働局労働基準部健康課

金内 歩 氏

第一部は、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の概要を2つの項目に絞ってお話を進めます。

1 化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化

労働安全衛生法第57条で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている化学物質（ラベル表示対象物）について、譲渡・提供時以外も、以下の場合にはラベル表示・文書の交付その他の方法で、内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければなりません。

- ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合
- 自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合

この内容は、令和5年4月1日から施行です。

まず、ラベル表示等について。図1にあるように、ラベル表示とは、洗剤

図1

ラベルの表示とは？ SDSとは？

「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」（GHS）（国連勧告）に基づく分類、JIS Z7252、7253及び事業者向けGHS分類ガイダンス等に依ります。

ラベルの表示



(製品の特定名) (注意喚起語)	△△△製品 危険	○○○○	(絵表示)
(危険有害性情報)	・引火性液体及び蒸気 ・吸入すると有毒 ...		
(注意書き)	・火気厳禁 ・防毒マスクを使用する		

SDS（安全データシート）

事業者間の取引時にSDSを提供し、化学物質の危険有害性や適切な取扱い方法などを伝達



- | | |
|-------------------|---------------|
| 1 化学品および会社情報 | 9 物理的および化学的性質 |
| 2 危険有害性の要約（GHS分類） | 10 安定性および反応性 |
| 3 組成および成分情報 | 11 有害性情報 |
| 4 応急措置 | 12 環境影響情報 |
| 5 火災時の措置 | 13 廃棄上の注意 |
| 6 漏出時の措置 | 14 輸送上の注意 |
| 7 取扱いおよび保管上の注意 | 15 適用法令 |
| 8 ばく露防止および保護措置 | 16 その他の情報 |

図2

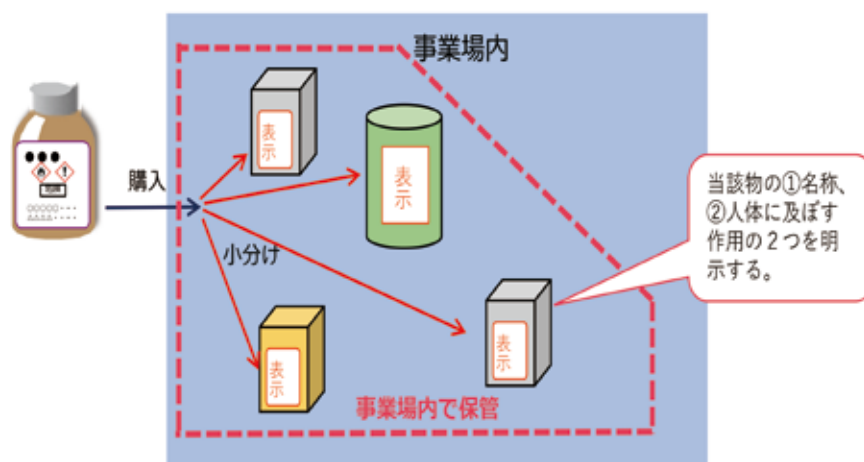
化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化

3-4 化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化

2023(R5).4.1施行

安衛法第57条で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている危険・有害物質（以下「ラベル表示対象物」という。）について、譲渡・提供時以外も、以下の場合はラベル表示・文書の交付その他の方法により、内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければならないこととする。

- ・ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合
- ・自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合



- 化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針（平成24年厚生労働省告示第133号）の改正3-1から3-4までの改正に伴い、以下の改正を行う。
- ・ 事業者が容器等に入った化学物質を労働者に取り扱わせる際、容器等に表示事項をすべて表示することが困難な場合においても、最低限必要な表示事項として、「人体に及ぼす作用」を追加する。
 - ・ 労働者に対する表示事項等の表示の方法として、光ディスクその他の記録媒体を用いる方法を新たに認める。

やワックスなどの容器に貼付又は印刷されているものです。SDSとは、「安全データシート」の Safety Data Sheet の略で、化学品の危険有害性情報を記載した文書のことです。ここで皆様に行っていただきたいのは、洗剤やワックスなどを入手したときに、どのような危険性・有害性があるのかを理解することです。ラベルに絵表示マークが表記されていますので、それがどのような危険性・有害性を示しているのかを確認してください。

次のステップとして、作業場所を管理する方々が、作業者の方々に、これらの危険性・有害性の内容を分かりやすく伝えられるようにしてください。ラベルに表示されている、ある物質が何パーセント含まれているかということよりも、作業者が安全に作業ができるように、何が危険なのか、安全に作業するにはどのように取り扱うのかを、作業者に伝えることが重要です。

では、今回、新たな対応が必要となる内容について。図2のように、購入したボトル（一斗缶・ポリタンク容器など）の中身を別容器に入れて保管する場合は、それぞれに当該物の名称と人体に及ぼす作用をラベル表示などの方法で明示しなければなりません。

ここで、厚生労働省が示したパブリックコメントから2点ご紹介します。

Q1

別容器等で保管する場合、小分け容器が小さいので、ラベル表示が難しい。SDS等を掲示したり、二次元コードでの明示でもよいか。

A1

ラベル表示、文書の交付、使用場所への掲示、必要事項を記載した一覧表の備え付け、記録媒体に記録しその内容を常時確認できる機器を設置すること等、各事業場での取り扱い方法にに応じて労働者に確実に伝達できる方法で実施してください。

また、二次元コードでの明示も可能ですが、その場合には、労働者が取扱い時に容易にその内容を確認できるような環境を社内でも構築することが必要です。

ここで問題なのが、作業場所において作業者が「読むことができる」「理解することができる」「表示等はどういうものかということ」です。特にパブリックコメントでは、二次元コードで

の方法も可能としていますが、高年齢者が多い清掃業に限ったお話をしますと、スマートフォン等で二次元コードを読み込み、化学物質や薬品の情報を見ることが容易にできるかということ。どのような形で表示等を行うことができるかという点を、皆様も一緒に考えていく必要があると思います。

Q2

計量し、他容器に移し替えるが、すぐに作業を行い、保管しないような場合にも名称等の明示は必要か。

A2

他容器に一時的に移し替えるだけで保管せず、その場で使い切る場合等は、保管する場合には該当しないため、対象とはなりません。

私共が様々な作業場所にお伺いし、作業場所を管理する方と一緒に巡回させていただいた際、管理する方にもわからない、何の表示もない容器を目にすることも多いです。作業の方々の経験も積み重ね、創意工夫し、一番作業しやすい方法として、その容器に分けて作業をしている

と考えられますので、その方法を生かしながら、他の容器に移し替える際のルールを徹底することが求められます。



厚生労働省のホームページ「化学物質対策に関するQ&A（ラベル・SDS関係）」では、他にもQ&Aが掲載されておりますので、参考にしてください。



https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11237.html

2

化学物質管理者の 選任の義務化

令和6年4月1日から施行される「化学物質管理者の選任の義務化」について説明をします。化学物質管理者の選任が必要な事業場として、「リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）」とあります。ビルメンテナンズ業では、リスクアセスメント対象物が含まれる洗剤、溶剤等を使用するのであれば、リスクアセスメント対象物を取り扱う事業場として、化学物質管理者の選任が必要です。選任の要件として、「取り扱う事業場」では、資格要件はありませんが、専門的講習の受講を推奨しています。ここで「事業場」が、会社全体なのか、営業所ごとなのか疑問が出てきます。36協定や就業規則の届出、50人以上いる場合の定期健康診断の結果報告等を事業場単位で行っていると思いますので、その「事業場」毎となります。詳しくは、所轄の労働基準監督署にご確認ください。化学物質管理者は事業場毎の選任となりますが、ビルメンテナンズ業では、事業場の下に少人数単位で多くの作業場所があり、様々な種類

図3

2-1 化学物質管理者の選任の義務化

2024(R6).4.1施行

(1) 選任が必要な事業場

リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）

- ・ 個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場ごとに化学物質管理者を選任します。
- ・ 一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外です。
- ・ 事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能です。

(2) 選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の 製造事業場	専門的講習※の修了者
リスクアセスメント対象物の 製造事業場以外の事業場	資格要件なし (専門的講習等の受講を推奨)

※ 専門的講習のカリキュラムは、右図のとおりです。

(3) 職務

- ・ ラベル・SDS等の確認
- ・ 化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理
- ・ リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- ・ 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存
- ・ 化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知、教育
- ・ ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
- ・ リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

	科目	時間
講義	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	2時間 30分
	化学物質の危険性及び有害性等の調査	3時間
	化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく措置等その他の必要な記録等	2時間
	化学物質を原因とする災害発生時の対応	30分
	関係法令	1時間
実習	化学物質の危険性及び有害性等の調査及びその結果に基づく措置等	3時間



の洗剤、溶剤をお使いになっています。ラベル・SDS等の確認、化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理、リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択と実施の管理、化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存、化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知や教育、リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した際の対応など、多くの職務が化学物質管理者に求められます。1人の化学物質管理者が職務全て担うということでも問題はありますが、複数人の化学物質管理者を選任することも可能です。厚生労働省のパブリックコメントでも、「同一事業場内で複数人を選任し、業務を分担することは可能です。ただし、業務に抜け落ちが発生しないよう業務を分担する化学物質管理者間で十分な連携を図る必要があります。」としていますので、皆様の事業場にあった体制を構築することが求められます。

まとめ

今回は、「化学物質を別容器に小分けにして保管する際の措置」「化学物質管理者の選任義務」の2点についてお話をさせていただきました。化学物質は危険・有害性ということ伝えるだけでは、作業者は化学物質に対し不安を抱いてしまい、作業に支障が出ることもあるかもしれません。皆さんが普段使用している洗剤に「危険」と書いてある場合、その「危険」の内容、「危険」に対する対応方法、管理方法等を管理者だけでなく、作業者も理解することで、安全・安心な作業につなげていくこともできると思います。

皆様の事業場における、「今」の化学物質に係る管理を確認し、「新たな化学物質管理」について、取り組みを進めていただけたらと思います。



「清掃業務における 化学物質規制の最新動向」 ～化管法（PRTR 制度）と 労働安全衛生法の改正と適正管理～

シーバイエス株式会社 マーケティング・R&D本部

菅沼 剛 氏

図4は、日本における化学物質管理の規制について示しております。化学物質だけで非常に多くの幅広い規制が日本にはありますが、化管法、労働安全衛生法、毒劇法（黄色表示の法律）が、ビルメンテナンス業では密接に関係し重要となります。

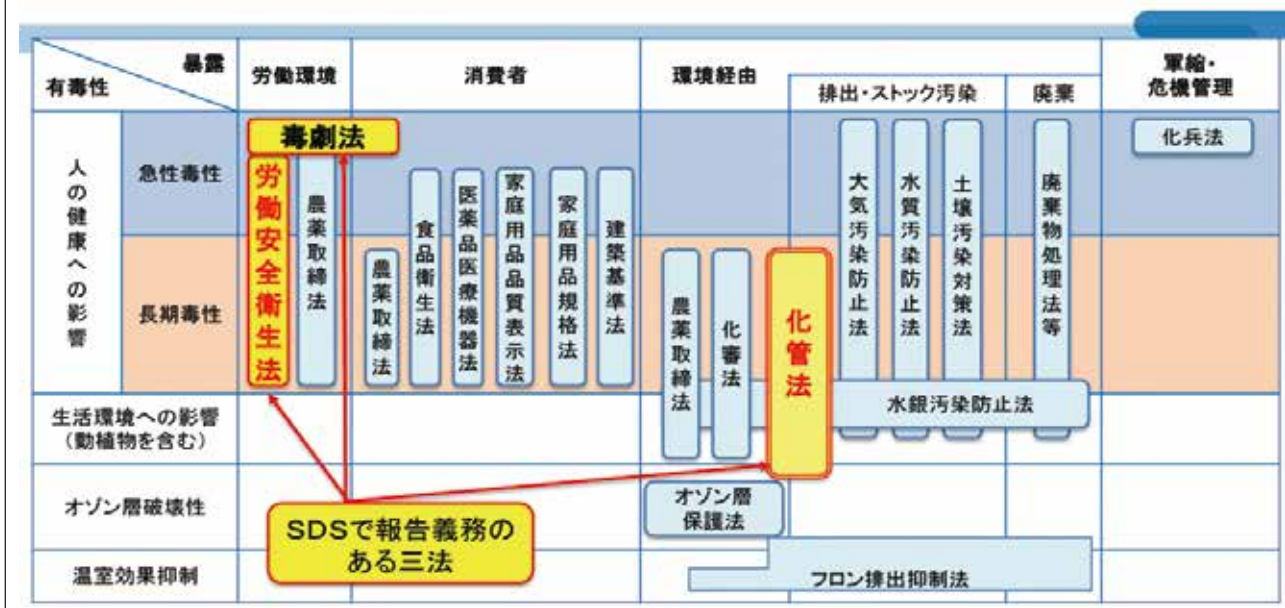
ビルメンテナンス業の清掃業務において、洗剤、洗浄剤、床用ワックス、ワックスの剥離剤などの様々な化学物質・ケミカル製品が使用されています。これらは、環境に対する影響や労働災害の発生に繋がる可能性があるため、数多くの規制が存在し、年々厳しくなっております。その中で、令和5年4月から大きく変化する、化管法（PRTR 制度）と、労働安全衛生法の改正を紹介いたします。

化学物質規制の 大きな変化

第二部では、「清掃業務における化学物質規制の最新動向」をテーマとしてお話をさせていただきます。今回は、化学物質の規制とSDS（安全データのシート）の関係など、ビルメンテナンス業の現場に近い話をしていきたいと思います。

日本の化学物質管理制度について

図4



I 化管法（PRTR制度） の改正について

化学物質管理促進法（通称「化管法」）は、化学物質の多様化により、環境への悪影響の有無が分からないことから、新たな管理手法として平成11年（1999年）に制定されました。化学物質が発生源から環境中へのくわい排出されているかを把握・集計・公表する仕組みになっています。また、それを実施するためにSDSで対象となる化学物質の有無や算出根拠となる含有量などの情報を伝達します。このことにより、事業者による自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止することを目的としました。

今回の改正では、指定される対象物質が新規で256物質、除外されるものが164物質となり、92物質増えることになります。清掃業務に関連するものとして、洗剤、洗浄剤の主成分として使用される界面活性剤、除菌剤、キレート剤（金属イオン封鎖剤）溶剤など、多くの成分が追加されました。特に、有用な除菌剤として使用されている塩化ベンザルコニウムが対象物質となりました。ただ、対象物質となるから

化管法が改正されます

図5

CXS

■日程

公 布	2021年10月20日
施 行	2023年04月01日
PRTR（改正法 初年度 把握期間）	2023年04月01日 ～ 2024年03月31日
PRTR（改正法 初年度 届出期間）	2024年04月01日 ～ 2024年06月30日

■改正における2つの大きな変更点

1) 令和5年(2023年)4月の施行から対象物質(指定化学物質)が変わります

- ・第一種指定化学物質: 462物質→**515物質**
- ・第二種指定化学物質: 100物質→**134物質**

2) 1物質ごとに固有で対応する管理番号が付与されます

PRTR制度では2024年度(令和6年度)の届出から**管理番号**を使用予定

使用が制限されるような制度ではありません。他の化学物質に変えたことにより、洗浄力や除菌力が低下し、逆に使用量が増えて、環境に対する負荷が大きくなるということもあるので注意が必要です。

ここで、新たな対象物質となる代表例を2つ紹介させていただきます。

アルファ・アルキル・オメガ・ヒドロキシポリ（オキシエチレン）は、非イオン界面活性剤として使われるもので、今回の改正で新たに対象物になっております。清掃業務における洗剤も含めて、医療品、化粧品、農薬、洗浄剤などに幅広く使われているものになります。

アルキル（ベンジル）（ジメチル）アンモニウムの塩は、通称「塩化ベンザルコニウム」と呼ばれています。陽イオン界面活性剤として使われるもので、除菌剤として一般に幅広く使われております。新型コロナウイルスに有用な界面活性剤としても例が挙げられているもので、かなり多くの製品が該当になります。

このように清掃業務で使用されている化学物質が、PRTR制度における指定化学物質として該当してきますので、対象となったから使用しないということではなく、清掃業務の幅を狭めないに、より良い方法で清掃業務を進めていただきたいと思います。

洗剤／洗浄剤で関係する化管法（PRTR制度）の追加指定化学物質

図6



■ビルメンテナンス製品への影響

・洗剤、洗浄剤などの成分として使用される

界面活性剤、除菌剤、キレート剤（金属イオン封鎖剤）、溶剤などに使用している多くの成分が追加された※



・塩化ベンザルコニウムなど非常に有用な除菌剤なども追加対象物質にある
・単純に対象物質を使用しない製品への変更は性能の低下（洗浄力、除菌力など）や使用量が増え逆に環境に対するリスクが増える場合もあるので慎重に行う必要がある



・今回は最終的にパブリックコメントで見送られたが、いわゆる石鹼（飽和脂肪酸Na塩）なども対象候補物質として挙がっていた

※洗剤／洗浄剤で関係する化管法（PRTR制度）の追加指定化学物質の例は追加資料参照

参考）新型コロナウイルスに有効な界面活性剤

図7

（NITE：（独）製品評価技術基盤機構）

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 面皰アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム（0.1%以上）
- ▶ アルキルグリコシド（0.1%以上）
- ▶ アルキルアミノオキシド（0.05%以上）
- ▶ 塩化ベンザルコニウム（0.05%以上）
- ▶ 塩化ベンゼトニウム（0.05%以上）
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム（0.01%以上）
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル（0.2%以上）
- ▶ 純石けん分（脂肪酸カリウム）（0.24%以上）
- ▶ 純石けん分（脂肪酸ナトリウム）（0.22%以上）

※ 新型コロナウイルスに、0.01～0.2%に希釈した界面活性剤を20秒～5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。
<https://www.nite.go.jp/information/koronat/aisaku20200522.html>

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに確認を進めています。

広報ポスター「ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう」より

2

労働安全衛生法の改正について

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種にのぼり、化学物質を原因とする労働

災害が、年間450件程度で推移し、減少には至りません。このことを踏まえ、抜本的な化学物質管理体制の見直しが行われました。規制をかけてもなかなか減らなかったことを踏まえ、今までの法令準拠型から、自分たちでリスクアセスメントを行っていく自律型の管理規制の転換が今回の労働安全衛生法の改正となります。

今後は労働安全衛生法の対象物質を含む製品については、事業者がSDSやラベル表示の情報に基づいて、作業における危険性や有害性をリスクアセスメントで特定し、労働災害が発生するリスク低減の措置を行います。

現在、対象物質は674物質ですが令和5年4月にリスクアセスメントを行う必要がある化学物質が234物質追加されます。ここでは清掃業務に関する製品はほとんどありません。しかしながら、今後5年ほどかけ、現在の対象物質674物質から2900物質程度まで拡大する予定となっており、洗剤や洗浄剤で使われている化学物質のほとんどが対象となると予想されています。事業者が自らSDSやラベルなどの確認・リスクアセスメントを実施して、自律的な化学物質の管理が求められることとなります。

図9はSDS掲載例となり、労働安全衛生法の通知対象物質や表示対象物質の該当箇所を確認いただき、必要に応じてリスクアセスメント

労働安全衛生法の化学物質管理が変わります

図8



■措置義務対象の大幅拡大 ⇒ 労働安全衛生法 SDS通知/ラベル表示対象物質の追加
対象製品はリスクアセスメントを行う必要あり



・2024年4月：発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性で比較的強い有害性が確認された**234物質追加**
(ビルメンテナンス製品で関係する物質はほとんどない)



・2024年以降：GHS分類で分類で危険性・有害性が確認されたすべての化学物質を順次追加していく予定
対象物質を、現在の674物質 ⇒ **約2900物質**まで拡大する予定
(洗剤や洗浄剤のケミカル製品の多くが対象製品となると予想)

事業者が自らSDSやラベルなど確認して、リスクアセスメントを実施してケミカル製品を使用する
自律的な化学物質管理が求められる時代へ

SDS記載の労働安全衛生法情報(一例)

図9



例) 剥離剤のSDS

15. 適用法令

当該法令の名称及びその法令に基づく規制に関する情報

毒物及び劇物取締法

：該当しない

化学物質管理促進法(P.R.T.R.法)

：第一種指定化学物質 第20号

2-アミノエタノール (17%)

労働安全衛生法/通知対象物質

：第21号 2-アミノエタノール (17%)

第319号 水酸化ナトリウム (1~5%)

第530の2号 ベンジルアルコール (15~25%)

表示対象物質

：第21号 2-アミノエタノール (17%)

第319号 水酸化ナトリウム (1~5%)

第530の2号 ベンジルアルコール (15~25%)

有機則

：該当しない

特化則

：該当しない

消防法

：危険物第四類第三石油類水溶性 危険等級Ⅲ

危険物船舶運送及び貯蔵規則

：腐食性物質

海洋汚染防止法

：ばら積み輸送されない製品のため対象外。

水質汚濁防止法/水素イオン濃度

：該当する

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

：特別管理産業廃棄物

第15項 適用法令
労働安全衛生法の
通知/表示対象物質を記載

を行わなければなりません。そのために、SDSに記載の2項GHS情報などを確認し、危険有害性はどのようなものがあるのかを把握してください。リスクアセスメントは、各所から色々な方法が提示されております。厚生労働省でもいくつか方法を紹介しており、「厚生労働省版コントロール・バンディング」「CREATE SIMPLE」などは比較的操作性が簡単なのでお試しください。

【GHS】

化学品の危険有害性を世界的に統一された一定の基準に従って分類し、SDSやラベルで分かりやすく表示する仕組み。

「厚生労働省版コントロール・バンディング」
「CREATE-SAMPLE」

いずれも厚生労働省が公開しているリスクアセスメント実施支援システム。

【厚生労働省版コントロール・バンディング】

化学物質の有害性情報、取扱い物質の揮発性・飛散性、取扱量からウェブ上で作業のリスクレベルを評価することができ、結果に応じた対策案の資料が出力可能。

【CREATE-SAMPLE】

詳細な作業条件などを設定することで推定されるばく露濃度を、化学物質ごとに定められたばく露限界値と比較することで、リスクの程度をExcelを用いて見積もることができる。

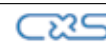


その他、労働安全衛生法改正による新たな化学物質管理で変わる項目は多くありますが、その中でセミナー一部で取上げた項目以外に、特に注意していただきたい項目が、「皮膚等障害化学物質への直接接触の防止」です。眼刺激性、皮膚腐食性の健康障害を起こすおそれがある物質については、適切な保護具を使用させなければなりません。令和5年4月から努力義務、令和6年4月から義務となります。清掃業務においては、アルカリ性や酸性の洗剤など、皮膚に刺激のあるようなものを多く使いますので、皆さんの現場でも、手袋や、保護眼鏡の着用を徹底していると思いますけれども、法律で義務化されていくことになります。このことに加え、「保護具着用管理責任者の選任の義務化」があります。リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場に、保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者のうちから選任し、有効な保護具の選定や使用状況・保護具の管理を行います。

もう一つ「がん原性物質の作業記録の保存」の項目があります。がん原性物質の対象物質が最近、告示がされました。これら物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者の作業記録等（1年以内に1回）を30年間保存することが義務付けられました。清掃業務では、研磨材成分として良く使用される結晶質シリカが対象

労働安全衛生法の化学物質管理が変わります

図10



■皮膚等障害化学物質への直接接触の防止（2023年4月1日、2024年4月1日施行）

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性、皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる化学物質や含有製品
⇒障害等防止用の適切な保護具を使用させなければならない

	2023(R5) 4.1	2024(R6) 4.1
健康障害のおそれが明らかな 	努力義務	義務
健康障害のおそれがないことが明らかなでない	努力義務	
健康障害のおそれがないことが明らかな	皮膚障害防止用の保護具の着用不要	

労働安全衛生法の化学物質管理が変わります

■その他の労働安全衛生法改正による新たな化学物質管理で変わる項目と施行期日

	規 制 項 目	2022(R4). 5.31(公布)	2023(R5). 4.1	2024(R6). 4.1
化学物質管理 体系の見直し	ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加			●
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)		●	●
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存		●	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)		●	●
	衛生委員会付議事項の追加		●	
	がん等の遅発性疾患の把握強化		●	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存		●	
	化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示			●
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等			●
	がん原性物質の作業記録の保存		●	

	規 制 項 目	2022(R4). 5.31(公布)	2023(R5). 4.1	2024(R6). 4.1
実施体制 の確立	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化			●
	雇入れ時等教育の拡充			●
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		●	
情報伝達の 強化	SDS等による通知方法の柔軟化	●		
	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新		●	
	SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化			●
	事業場内別容器保管時の措置の強化		●	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大		●	
	管理水準良好事業場の特別規則等適用除外		●	
	特殊健康診断の実施頻度の緩和		●	
	第三管理区分事業場の措置強			●

※詳細は厚生労働省パンフレットをご確認ください (https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000945546.pdf)

となっております。研磨剤入り洗剤などに対象物質ありますので、作業記録の保存が必要となります。

まとめ

化管法（P R T R制度）の改正においては、洗剤や洗浄剤で、かなり多くの成分が追加されます。まずSDSを入手して、対象物質はどんなものか、自分たちがどんなものを使っているかというのを見ていただければと思います。

労働安全衛生法の改正では、対象物質がこれから非常に増えていきます。今までの法令準拠型から、自律管理型の規制に変わること念頭に置き、リスクアセスメントを実施していただきたいと思っています。

労働災害を発生させないことが一番の根幹です。安全に自社体制の構築を進めていただきたいと思います。



理事会報告

2名の委員会委員を追加選任

■日時 令和5年4月4日（火）午後2時58分～午後3時34分
■開催場所 ビルメンテナンス会館4階会議室
■理事・監事数 理事20名、監事3名
■出席者 理事18名、監事3名

■審議事項
第1号議案 委員会委員の追加選任について

Photo:ネモフィラ

1 会長あいさつ 佐々木会長

やっとコロナウイルス感染者が下降ぎみで進んできたが、ここで足踏みしているという状況である。インバウンドが、だんだん緩くなつて人が入ってくるということも影響があるとは思いますが、注意しながら生活していかなければいけないと思っている。

また、銀行問題がある。アメリカのシリコンバレー銀行、スイスのクレディ・スイス銀行等がおかしくなるとは思わなかったが、なるべくしてなつたということのようである。日本にも相当影響があるかと思つたが、そんなにないと言われており、少し安心している。

どちらにしてもロシアの侵攻はまだ続いており、経済に与える影響というのは相当大きいものがあると思うが、一日も早く収束することを願つてやまない。

本日の議案は少なく、他は、それぞれの委員会から報告をしていただくということになつてくる。6月に定時総会を控え、理事会は今月、来月と残すところ2回となつてくるので、忌憚のない意見をいただきたい。

2 審議事項

第1号議案 委員会委員の追加選任について 高橋専務理事

標記の件について提案説明があり、全会一致で承認された。

■提案説明

その1 厚生委員会では、委員として賛助会員 ユシロ化学工業株式会社営業本部 東日本営業部東京一課課長の澤悦子氏にお願いしたい。前任の黒崎勝氏が3月末で退任したことから、後任としてユシロ化学工業株式会社から推薦された方である。営業を通じて得られた幅広い人脈や多くの催事に参加した経験を生かしていただきたい。

その2 広報委員会では、委員として正会員株式会社アサヒファシリテイズ東京本店営業部事務課課長の宮下洋介氏にお願いしたい。前任の大嶋直樹氏の退任に伴い、後任として株式会社アサヒファシリテイズから推薦された方である。社内広報に関する企画に携わった経験を有しており、こうした経験、ノウハウを生かしていただきたい。

任期はいずれも令和5年4月1日から6月30日までとなる。



3 報告事項

(1) 全国協会報告 野口東京地区本部長

ビルメンテナンス業における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインの改定

3月に「ビルメンテナンス業における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」を改定した。会員の皆様には既に全国協会から通知している。

改定は、2月10日、政府から発出された「マスク着用の考え方について」に基づいて、福島県立医科大学医学部の感染制御学教授金光先生の監修をいただくとともに、厚生労働省の生活衛生課及び内閣官房の確認を経て実施した。

主な変更点としては、「業務中のマスクの着用は個人の判断に委ねる。ただし、ビルオーナーとの協議の上、感染対策上又は事業上の理由等によりマスクの着用を求めることがある」や「医療機関や高齢者施設では常にマスクを着用する」などである。ビルメンテナンス業務を通じて、感染拡大予防を徹底するため、一層感染防止に努めていただくようお願いする。

(2) 委員会報告

ア 総務委員会 小出担当理事

令和5年度第45回海外研修視察の案内(第一報)

協会の海外研修視察は隔年で開催してきたが、コロナ禍のため平成30年を最後に中止してきた。今年は世界的に新型コロナウイルス感染が落ち着いたこと、また国内でも5月8日には新型コロナウイルスの感染法上の分類が5類に引き下げられることになったため、海外研修視察を再開する。

訪問先だが、従来北米と欧州を交互に訪問してきたが、今回、初めてオーストラリアのシドニーとする。

視察先は、19世紀の街並みが残る「ザ・ロックス」、2000年にオリンピック・パラリンピックが開催されたオリンピックスタジアム、世界遺産の「オペラハウス」のほか、現地の新しいオフィスビルのバックヤード等を視察できるように調整中である。日程は、今年の10月27日から11月1日まで4泊6日である。

価格は、燃油サーチャージ込みで50万円を切るように最終調整を行っている。取り急ぎ会員の皆様には第一報を3月下旬にお届けしたが、申込書の付いた正式なパンフレットは6月上旬に届ける予定。この機会にぜひご参加いただきたい。

イ 財務委員会

榎本委員長

ビルメンテナンス会館修繕工事等の実施報告

中期修繕計画に基づき、ビルメンテナンス会館修繕工事を実施した。経年劣化等により2階洗濯室・資機材庫・廃棄物処理庫改修工事を行ったものである。

ウ 労務管理委員会

島田委員長

(ア) 中小企業の割増賃金率引き上げリーフレットの作成

労働基準法改正により、4月1日から、中小企業でも月に60時間を超える時間外労働の割増賃金率が50%に引き上げられた。これまでも大企業のみが対象であったが、中小企業にも適用されることになった。賃金の計算方法や、休日・深夜労働との兼ね合いなど中小企業が注意すべきポイントを森井理事にまとめていただき、リーフレットを作成した。適正な労務管理のために役立ててほしい。

3月27日には、このリーフレットの内容を、同じく森井理事が詳しく解説するオンラインセミナーを開催、約40名の参加があったが、終了後のアンケートでは、計算が複雑になるとともに人件費が増加することを心配する声も聞かれた。

(イ) ビルメンテナンス業ヒヤリ・ハット事例集の作成

労働安全衛生大会に合わせて会員各社から募集している事故や労災につながりそうだった

た事例、いわゆるヒヤリ・ハット事例を1冊にまとめ、事例集を作成した。平成26年から令和3年までの8年分の応募作品を職種や場面ごとに整理し、33個の事例としてイラストとともに紹介している。労働災害、事故の防止の参考にしていただきたい。

工 厚生委員会

野口副会長

(ア) 第207回ゴルフ大会の開催

今年度は、通常どおり年2回の実施を予定している。第1回目は6月6日、紫カントリークラブすみれコースで開催する。

(イ) 都立動物園・水族園招待募集の案内

今年度で3回目となるが、家族向けの事業として好評を得ている。入園チケットに有効期限はないため、今年度は4月からの募集とした。

(ウ) 第62回東京都交響楽団演奏会特別招待募集の案内

年4回実施しているが、今回、第1回目のご案内をする。



才 建築物衛生管理委員会

野口委員長

清掃状況の「見える化」に関する調査報告書 「作業方法別での数値比較」の作成

委員会では、3年度に引き続き、清掃状況の「見える化」をテーマに細菌や油などの有機物を数値化できるATP測定器を使用して、資材と洗剤の組み合わせを変更しつつ、効果比較の実態調査を行った。本報告書では、実態調査の結果や現状の清掃品質をワンランク向上させるためにはどのような対策をすればよいかなどの内容をまとめている。ATP測定器の導入を検討している企業の参考となれば幸いである。

力 警備防災委員会

谷川委員長

(ア) 令和4年度 防火・防災管理業務に関する実態調査報告書の作成

委員会では、4年度末に実態調査報告書を作成した。調査は例年実施しているが、令和4年度は「防火・防災」をテーマとし、昨年7月時点の会員企業514社に向けてアンケート調査を行った。

今回は、東京都で10年ぶりに改定された地震の被害想定や各企業の防火防災における課題など、防災の最新情報の周知度及び浸透率等を調査するとともに、防火防災管理業務の受託状況などを調査。年々回答率も上がっており、前回よりも2・2倍の回答数をいただいていた。ご多忙の中アンケート調査へご協力い

ただいた会員企業の皆様に感謝申し上げる。

(イ) 現場警備員のためのQ&Aの作成

令和元年に作成した警備員向け無料冊子について、非常に大好評をいただいたことから、4年度は『現場警備員のためのQ&A』を作成した。

警備業を行っている全会員企業へアンケート調査を実施、全50問の多岐に渡る質問に警備講師陣が一つ一つ丁寧に回答した集約本となっている。今さら聞けない素朴な疑問から本質論まで全てが詰まった1冊となった。各警備現場のバイブルとして活用してほしい。

キ 建築物施設保全委員会

今井委員長

(ア) 知っておきたい建物設備の知識の作成

設備点検に関するテキストとして『知っておきたい建物設備の知識』を作成した。このテキストは、設備管理業務の初心者が理解しやすいよう、設備機器の名称や役割、点検項目や点検時の良否判定の方法などについて、写真やイラストを多く取り入れて、分かりやすく解説している。

(イ) 職場におけるチーム力向上のための調査報告書の作成

『職場におけるチーム力向上のための調査報告書』は、職場で発生する事故や顧客へ提供する品質の低下について原因を追及すると、職場の人間関係やチームワークに起因する事例が多いことから、職場におけるチーム力向上について、業務目標や教育研修、取組状況

についてアンケートを行い、回答結果をまとめたものである。

(ウ) 設備管理・保全講習の実技紹介動画の作成

「受電盤、動力・電灯変圧器盤の研修」及び「電気測定器の使い方」の2本を作成した。

今回作成した動画は、電気設備の初級レベルの実技に焦点を当て、講習会で実施する内容を紹介している。講習会の受講を決める際の検討材料や受講生の予習・復習、あるいは各社社員教育の教材として活用いただきたい。動画は、協会のホームページからご覧いただける。

(エ) 電気設備と給排水設備の維持管理と事故事例に学ぶセミナーの実施報告

3月29日に「電気設備と給排水設備の維持管理と事故事例に学ぶセミナー」を実施した。一般財団法人関東電気保安協会様と東京都下水道局様から各設備の注意点や事故事例等について具体的な事例を挙げながら詳しく説明いただいた。参加者は53名で、アンケートでは「大変勉強になった」等の感想があり、9割以上の方が「役に立った」と回答した。

ク 障がい者等自立支援委員会

工藤委員長

(ア) 令和4年度 特別支援学校清掃巡回指導の実施報告

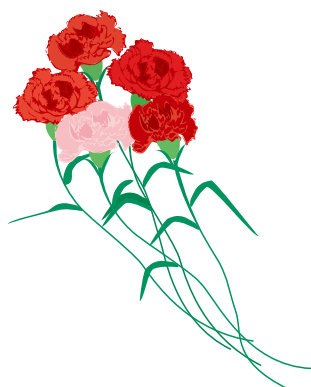
令和4年7月から令和5年2月にかけて、都の特別支援学校において、清掃巡回指導を実施した。「清掃作業現場体験指導」では、1

校に対して、学校での指導を5日間、企業でのお仕事体験を5日間実施し、「清掃検定対策指導」では11校に19回、「清掃親子教室」では11校に15回開催した。これに加え、令和4年度は新規に「校内日常清掃作業指導」を7校で7回開催した。清掃巡回指導は合計51回開催し、児童・生徒延べ611名に指導した。実施した学校からは、「とてもよい指導であり、令和5年度も継続して実施していただきたい」との感想があった。今年度も同様の事業を実施予定である。

(イ) 特別支援学校保護者向けチラシの作成

特別支援学校保護者にビルクリーニング業を知ってもらうために、チラシ「ビルクリーニングはRPGだ!」を作成し、特別支援学校高等部に配付した。

今年度は、令和3年度に作成した動画「障がい者スタッフの1日を追って」の広報とともにこのチラシを配付して、特別支援学校保護者と生徒にビルクリーニング業をPRする計画である。



(3) 他団体への派遣報告 高橋専務理事

他団体への推薦

他団体への派遣は、いずれも任期満了に伴う継続派遣の依頼であり、所管の委員会における内定・推薦を受け、本日の三役会に報告済みである。

(ア) 東京労働局

東京労働局からは2件である。1件目は、東京労働局安全衛生専門委員に、労務管理委員会労災収支改善小委員会の島田良雄小委員長の継続派遣依頼がなされた。

2件目は、労働者派遣事業適正運営協力員として、労務管理委員会労働条件小委員会委員の栗原純氏の継続派遣依頼である。

(イ) (公財) 東京防災救急協会

公益財団法人東京防災救急協会からは、消防用設備等点検済表示管理委員会委員について、高橋専務理事の継続派遣依頼があった。

(ウ) (公社) 全国ビルメンテナンス協会

①独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構から、全国協会を通じて、第43回全国障害者技能競技大会専門部会専門委員主査の推薦依頼がなされるとともに、②新たに本大会ビルクリーニング種目の競技の運営に関する各種支援を実施するため、全国協会にワーキンググループを設置し、当該専門委員主査をワーキンググループ委員としても推薦するよう依頼があった。これを受け、障がい者等自立支援委員会では、事務局専任講師の北山克己氏の推薦を内定したが、本件も、候補者

は継続である。

(工) 関東地区電気使用合理化委員会

関東地区電気使用合理化委員会から、同委員会委員の継続派遣依頼があった。この職は、建築物施設保全委員会委員長の充て職となっているため、引き続き今井士郎委員長にお願いする。

(4) 事務局報告

高橋専務理事

ア 主な出来事 (3月)

3月7日

三役会、第126回理事会、地区本部会議

3月8日

令和5・6年度役員立候補書類の配付開始
地区本部事務局長会議

3月11日

2階洗濯室改修工事等実施

イ 今後の予定

5月9日

三役会、第128回理事会

6月2日

第13回定時総会、臨時理事会

6月13日

三役会、第129回理事会

6月19日

第57回優良従業員表彰式

(会場：東京国際フォーラム・ホールC)

7月4日

三役会、第130回理事会、役員・委員の集い、新旧役員懇親会

(会場：浅草ビューホテル)

7月27日

全国協会定時総会

(会場：浅草ビューホテル)

ウ 会員数の推移

正会員508社、賛助会員68社

エ 令和5年度事務局職員職務分担

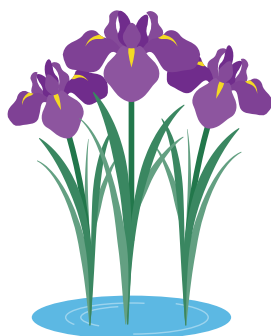
今般、職員の退職・採用があったため、一部委員会の担当職員が変更となった。

(5) その他

高橋専務理事

令和5・6年度東京協会役員・全国協会代議員立候補書類の受付

4月4日9時から、令和5・6年度東京協会役員・全国協会代議員立候補の受付を開始した。立候補書類の交付は、昨日終了している。立候補の受付締切は、4月10日(月)17時。受付の際は、郵送等ではなく、関係書類を直接事務局宛てご持参願いたい。代理の方でも可である。



飲酒運転はダメ!

お酒などアルコール類を飲んだとき、
運転はゼツタイに止めましょう。
スピード違反や人身事故など
重大事故につながり、危険です。



当協会メールマガジンに登録しませんか？

当協会では登録いただいた皆様にメールマガジンを配信しています。

毎月の講習会更新情報、新規セミナーのご案内、その他協会事業等の最新情報をいち早くお届けしています。

講習会申込みご担当者様や協会事業に関心のある方は、以下のURLまたはQRコードから登録申込フォームにアクセスの上、是非ご登録ください。

※メールマガジンは会員、一般問わずに、登録無料です。

講習会
更新情報

協会事業
最新情報



登録申込はこちら

<https://www.tokyo-bm.or.jp/contact/mail.html>



社会の主な出来事

NEWS



3・27	3・26	3・25	3・24	3・23	3・22	3・21	3・20	2・19	3・18	3・17	3・16	3・15	3・14														
文化庁が京都市の新庁舎に移転	中国でアステラス製薬の日本人男性幹部がスパイ容疑で拘束	皇居・乾通り春の一般公開が4年ぶりに始まる	の訪仏を延期	を受けイギリスチャールズ国王	が金利を0・25%引き上げ決定	米国の中央銀行に当たるFRB	7戦全勝で優勝	クラシック(WBC)で日本が	第5回ワールド・ベースボール・	ゼレンスキー大統領と会談	岸田首相がキーウを電撃訪問し	習近平国家主席がロシアを訪問しプーチン大統領と会談	少で「六冠」達成	将棋の藤井聡太竜王が史上最年少で「六冠」達成	J R 京葉線の新駅「幕張豊砂駅」開業	流出防止などの緊急対策を決定	政府が閣内情報排除や名簿	で合意	岸田文雄首相と韓国の尹錫悦大統領が官邸で会談し関係正常化	員を除名	国会欠席理由でガーシー参院議員を除名	東京都心で桜開花の発表					
4・12	4・11	4・10	4・9	4・8	4・7	4・6	4・5	4・4	4・3	4・2	4・1	3・31	3・30	3・29	3・28	3・28	3・28	3・28	3・28	3・28	3・28	3・28					
日本の総人口が1億2494万人	4年ぶりの隅田川花火大会が開催決定	習制度「廃止」を提案	政府有識者会議で外国人技能実	などが投票票される	統一地方選挙前半戦の知事選挙	日銀の黒田東彦総裁が任期満了	を公表	日米韓が北朝鮮非難の共同声明	のヘリコプターが消息不明に	沖縄県宮古島付近で陸上自衛隊	訪問	台湾の蔡英文総統がアメリカを	人として出廷	トランプ前米大統領が刑事被告	計発行部数が1億部を突破	作家東野圭吾さん著作の国内累	音楽家の坂本龍一さん死去(71歳)	学院が山梨県勢初の優勝	第95回選抜高校野球大会で山梨	力国に拡大	T P P 加盟国が英国の加盟で12	決定	フィンランドのN A T O 加盟が	米韓両軍が5年ぶりの規模で実	施の上陸訓練を公開	最大の114兆円	2023年度予算が成立。過去

令和5年度東京都所有の建築物の 維持管理に関する要望の回答

令和4年8月、都知事に提出した要望書の回答が、東京都から都議会各会派を通じて届きましたので報告いたします。

一 総合評価制度の拡充について

要望内容

- (1) 総合評価方式の適用案件については、清掃業務、警備・受付業務に加えて、設備管理についても価格上限を設定していただきたい。

都の回答

価格点の上限設定を適用している建物清掃及び警備・受付以外の業務については、業務ごとの上限設定の必要性や配点バランス等を踏まえ、今後検討していきます。
(所管部 財務局)

要望内容

- (2) 政策的評価項目については、品質確保（ISO9001）、エネルギーマネジメントシステム（ISO50001）、インスペクター等の資格者の保有状況、セキュリティに関する認定（ISO27001）、エコチューニング認定事業者、本協会加盟の有無等についても加点要素としていただきたい。

都の回答

総合評価においては、公共調達のプロセスにおいても都の政策目的をサポートするという観点から、個別の法令により公共調達の落札者決定に当たり考慮することが要請される項目などを政策的評価

要望内容

- 項目としており、環境マネジメント等の項目や障害者雇用の項目などについて設定項目例として定めています。
ご指摘の項目については、政策的評価項目には馴染みにくいものもあり、総合評価の加点項目に設定することについて、慎重に検討していきます。
(所管部 財務局)

都の回答

- (3) 総合評価方式に中小業者が参入する方式として「事業協同組合」の活用を考慮されますが、個別発注案件に対応するために事業協同組合を設立するのは期間や経費等の観点から、現実的でないと思われる。中でも、一定規模以上の総合管理案件においては、異なった業態の業者の協同が有効であることから、JVでの入札参加についてご検討いただきたい。

東京都では、原則として、建物清掃、電気・暖冷房設備保守等、営業種目ごとに分離分割発注を行っていますが、規模が小さく分割することで合理性が損なわれる等の理由のある案件については、複数の営業種目を合わせたいわゆる総合建物管理を行っています。

これまでのところ、総合建物管理案件については、競争性が確保されており、また履行上の問題も確認されていませんが、今後必要に応じて検討を行っていきます。
(所管部 財務局)

要望内容

- (4) 総合評価案件については、十分な引継ぎ期間を確保し、年度当初から質の高い業務が履行できるよう、入札時期を設定していただきたい。

都の回答

都が令和4年7月に公表した「シン・トセイ加速化方針2022」における迅速化メニューとして、事業年度の前年度に支払い等を行わない形で債務負担行為を設定することで、前年度中の契約手続を可能とする「ゼロ都債の活用拡大」を掲げております。

この取組により、令和5年度以降、ゼロ都債が設定される案件については、入札時期が前倒しとなる可能性があります。

(所管部 財務局)

二 十分な予算の措置並びに最低制限価格等を導入する場合の協議について

要望内容

- (1) 予定価格の積算に当たっては、品質確保のため、積算能力や事業者による提案内容についての審査能力向上などに一層努めていただきたい。

都の回答

予定価格については、各局において、労務単価や物価の動向などを踏まえ、適正な積算に努めております。

(所管部 財務局)

要望内容

- (2) 政府は令和3年度の「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、年度途中に最低賃金が改定された際に円滑な価格転嫁が出来るよう、柔軟な契約額の変更を促しています。東京都におかれ

まして、最低賃金の年度途中の引上げ等も見込んだ 適正な予定価格を設定していただきたい。

また、複数年契約案件において、建築保全業務労務単価などが変更された際には、旧労務単価から新労務単価に改定するための契約変更を認めていただきたい。

都の回答

令和3年度は国の要請に基づき、改定後の最低賃金額との差額分について、受注者に確認したうえで、契約変更の対応を行いました。最低賃金引き上げに伴う契約変更対応については引き続き、国の動向を注視しつつ適切に対応してまいります。

また、予定価格については、労務単価や物価の動向などを踏まえ、適正な積算に努めてまいります。

なお、新労務単価への契約変更については、現在委託案件では、公共工事設計労務単価を使用している一部の案件について契約変更を認めておりますが、他案件への適用については、各案件の積算内容を踏まえ検討してまいります。

(所管部 財務局)

要望内容

- (3) 万一、業務委託入札に最低制限価格制度を導入する場合には、予め本協会と十分に協議するとともに、技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じないよう、十分な配慮をお願いしたい。特に、労働集約型業務であるビルメンテナンス業務の人件費割合は85%程度と言われており、深刻な人手不足の中、安定した業務の品質を確保できるよう、最低制限価格は予定価格の85%以上で設定していただきたい。

都の回答

最低制限価格制度の導入については、業務委託は一般的に委託内容が多岐に亘っていることから、積算基準を共通化することによる影響、適用すべき業務分野の範囲等の課題があり、引き続き検討を行ってまいります。

(所管部 財務局)

三 契約内容の履行確保と入札参加資格の審査について

要望内容

- (1) 入札参加申請の際の等級（A、B、C）に関し、不正な申請を防ぐため、公共工事の経営事項審査のように決算報告書と共に確定申告書の写しを添付させ、契約実績についても特に清掃・設備・警備に関して売上の半分以上の契約書の写しを添付させることを要望します。

都の回答

入札参加資格の等級決定においては、申請日現在で確定している直近の決算年度の財務諸表等に基づき行っています。申請後に必要がある場合には申請内容を確認できる書類を求めることとしています。

資格審査に必要な書類については、今後とも検討してまいります。
（所管部 財務局）

要望内容

- (2) 業者指名の段階では、適切な履行能力の有無を審査するとともに、十分な積算能力がない業者の参加を防いでいただきたい。

都の回答

業者指名は、入札参加資格手続きを経て登録された東京都入札参加資格名簿の登録業者の中から、指名基準に基づき、発注契約の内容に適した専門性及び技術的適性、過去の履行成績等を踏まえて行っています。
（所管部 財務局）

要望内容

- (3) 入札参加の際には、入札金額の根拠となる積算資料（直接人件費、法定福利費、直接物品費、業務管理費、一般管理費等の内訳）の提出を求めている。

都の回答

都が発注する委託等の案件については積算資料の提出を全ての案件を対象としては求めておりませんが、低価格等、積算内容の確認を行う必要がある場合には、個別の対応を行っています。

（所管部 財務局）

要望内容

- (4) 業者指名段階あるいは落札後に、各入札参加資格に適合していることを証明する書類、特に納税証明書、従事者の社会保険・雇用保険適用状況に関する資料の提出を求めるなど、個々の従事者の保険加入や最低賃金の遵守等を促す取組みを進めていただきたい。

都の回答

都が発注する事業者やその従業員全ての加入状況を確認することは受発注者双方に大きな負担となり、実務上困難であり、また都にその権限はありません。しかしながら、未加入者への対応が重要であることは認識しており、財務局契約第二課発注の案件については、社会保険加入を入札参加条件とするなど、加入促進に努めています。

（所管部 財務局）

要望内容

- (5) 総合評価案件以外でも、事業者の技術力、経営力等について適切に審査・評価できる体制整備を望みます。適切な追加調査を実施し、履行確保のために積算内訳書、業務履行提案書や誓約書の提示を求めるなど、確実に履行させる取組みを進めていただきたい。

都の回答

事業者の経営力については、資格審査時に年間総売上高、自己資本額などの客観的審査事項と営業種目ごとの売上高による主観的審査事項により審査しています。

また、技術力など価格以外の要素を考慮する必要がある案件では、

総合評価方式を適用することができるとしており、それ以外の案件でも、業務内容に応じて、入札参加に必要となる条件を付すことにより、適正な履行の確保を図っています。
(所管部 財務局)

要望内容

- (6) 業務委託の品質の向上を図るため、評価結果の一般への公表について引き続き検討していただきたい。また、令和元年12月に東京都が公表した「準備契約案件における落札後辞退に関する注意事項」については、引き続き徹底をお願いしたい。

都の回答

業務委託の品質の向上を図るため、これまで評定対象契約の希望者のみに行っていた評価結果の通知を、平成30年度より、全受託者に対して通知することとしております。受託者が自身の評価結果を認識することが品質の向上につながると考えることから、現時点では評価結果の一般への公表を考えていません。

また、「準備契約案件における落札後辞退に関する注意事項」の周知・徹底は引き続き行っていくます。
(所管部 財務局)

四 障害者雇用の促進について

要望内容

- (1) 障害者雇用促進モデル入札の再開は評価いたしますが、当該案件の内容は、障害者の勤務日数や勤務時間が多量に少なく、実際には障害者雇用のモデルにはなりえないものです。障害者の常用雇用につながる契約を増やすとともに、危険な作業を伴う契約は除外するなど、真に障害者雇用の拡大につながる内容の入札を実施していただきたい。

都の回答

障害者雇用促進モデル入札については、障害者の雇用と就労の場を拡充するための入札・契約制度における取組の一つとして、試行を行っているものです。

対象案件や契約条件などについて、試行の状況を踏まえ、関係局と連携を図りながら引き続き検討していきます。
(所管部 財務局)

要望内容

- (2) 入札参加資格定期受付に当たり、障害者雇用率についての段階的加点は導入いただきましたが、上限が5点のみであるため、配点の比重の拡大を図っていただきたい。

都の回答

障害者雇用点数の引き上げについては、登録事業者の法定雇用率達成状況や資格審査における格付上のあり方等を勘案しながら、検討していきます。
(所管部 財務局)

要望内容

- (3) 入札参加資格定期受付の際の審査事項における加点対象、総合評価制度における政策評価項目以外でも、障害者雇用率が加点要素となる仕組みづくりを検討いただきたい。

都の回答

障害者雇用率に関する加点につきましては、入札参加資格受付時の資格審査において引き続き採用するとともに、総合評価方式のさらなる推進を通じて活用を図っていきます。
(所管部 財務局)



サクランボは 実るでしょうか

偽の入札には
気を付ける

著名な米国投資家であるウォーレン・バフェットは「潮が引いて初めて誰が裸で泳いでいたかが分かる」と言ったそうである。人為的に作られた金融緩和や取引高によって、一見活況に見える市場も賢者は見抜いているという出来事・寓話であるなら、もっとわかりやすい例を昔私は実体験したので紹介してみよう。

そして誰もいなくなつた

一見活況な市場、実は空っぽだった

フランスのパリで有名な蚤の市クリニアンクールに何回目かに出かけた時、道路の真ん中に段ボールを台にしてサイコロ賭博がされていたのに遭遇した。それを非常にたくさんの人が取り囲んで見ていた。時間に余裕のあった私は、フランス語の勉強にでもなれば、フランス人の性格も解れば良いな、という気持ちで少し立ち止まった。フランス語はわからないので賭けるつもりは更々なかった。

警察だ！

楽しそうにゲームする人々の時間が幾ばくか経過した。そこに、誰かが「警察だ！」と叫んだ。すると、人々はチリチリに走り去った。たくさんいた人だかりも、私を含めて、3人が残るだけになった。目をぼちくりしながら立ち尽くして3人が相互に見詰め合う不思議な時間がしばらく続いた。これらの人が鴨候補であった。ほかの多くの人は、「警察だ」と叫んだ見張りの男を含め、「さくら」だったのだ。彼らはゲームを楽しそうに、ある時は残念そうな大声を上げて、演じていた。賭けられた金は仲間の間を駆け廻っていただけである。

「さくら」が笛吹いて、楽しそうに踊っても、踊りの輪に加わる人は少ないものだ。金融緩和の手段にされた、買い支えや介入された金融商品を市場で敬遠する動きが世界的に広がっている」と報道されている。それらの記事を読む度に、この経験을思い出す。

買い物が溢れているのに
直ぐに買えたぞ！？

次も私が経験した「さくら」の話である。場所は、イタリアはミラノの華麗なドオモからレオナルド・ダ・ビンチ博物館を結ぶ幾つかの道のうちの1つの脇のジェラート店である。人為的に作られた市場では正常でないことが起こる。

この店は人が溢れていた。こんな人気のある店の味は間違いないだろうということで、私は何列かある行列の末尾に並んだ。4、5番位の順番だったので、気長に待つつもりだった。

ところが、あまり時間待たずともなく、突然、列の最前面に出してしまった。私は戸惑った。注文内容をまだ決めていないし、英語が通じるか一瞬悩んだからである。

なぜこういうことが起こったか、正確なことは今もわからない。実際に起こったことは、知らない間に道が開けた。つまり列の自分の前に誰もいなくなったということだが、私は意識せず足を動かし前に進んでいた。渴望していたジェラートに早くありついて私は意気揚々と店を出てきた。

数日経過してこの現象は「さくら」が起こしたのではないかと、私は思うようになった。友達同士で店に来て友達が別の列でまともに注文してしまったのかもしれないが、今から思うと不思議な出来事は幾つかあった。並ぶ人々はほとんど若者で、彼ら彼女らの小声の騒ぎ声と妙な動きは列で待つ人々のそれではなかった。列に並ぶ人数の多さの割にコーンやカップを持って店から出てくる

人数は極めて少なかった、等々である。こんな「さくら」が世の中にいるとは今更ながら驚きである。

盛り上がっているから 市場は正常とは限らない

冷静に考えてみれば、この様な現象は証券市場などの入札において普通に起こり得る。株式の発注に際して、出していた注文を列の前にいる人がキャンセルしたり、修正すれば、自分の注文は予想外に速く成約してしまう。

注文キャンセルや修正自体は必ずしも不正ではない。多数の注文をすべて一人で出してそれらをキャンセルすると取引所から調査され、キャンセルは不正と認定される恐れはある。しかしながら、複数の者からの発注とそのキャンセルであれば問題ない。それでも、優先度の低い注文を出したにも係わらず約定できてしまった場合には疑ってみてもよい。

想像するに、入札の買い手のなかに、低い指値の売り注文を（ほとんど）すべて買い取る輩がいる、ということだろう。その結果、普通の売り手は、指値を低くすれば（ほとんど）すべて約定するという都合のよい市場になる。

他方、普通の買い手は、指値を低くしても、この輩と競合し、出した注文は（ほとんど）すべて約定しないという不都合な市場になる。ぜひとも（急ぎで）買いたい時には指値を高くしなければ買えない、ある種の流動性の低下が生じるようになる。

直ぐに売れた！ ～底値を拾う当局

板（いた）と呼ばれる実際の売買列は、もう少し複雑で、価格毎に売りは左側、買いは右側に並ぶことになっている。注文を出せば、直ぐに売れる事例は日本でも起こったことがある。ある売り手が希望する値段は直前の価格より1円安いための買い手側には誰も並んでいないが、敢えて大量に発注するとしよう。それに対して、隠れていた買い手が突然現れてこの売りを引き取り全量買ってしまうと、それ以上価格は下がらない。

もっと安い値段で買いたいと待っていた投資家達には、順番が回ってこずに、悔しさだけが残る。隠れて様子見していたように思える、この買い手は底値を拾う（つまり買い支える）当局ではな



一部の桜は初夏にサクランボという実を付ける。筆者撮影。

いかと勘ぐってしまうのも当然である。

価格の信頼性と日本の金融政策 ～後日談

関心を持つていただいている方に急いで追加説明すると、先のジェラート店の価格は通常のミラノ価格であり、私はばられていなかったことを、その後行ったミラノ出張で確認したので、安心してください。

話を戻すと、御存じの方は多いと思うが、板とは、売りたい人の売数量、売値、買いたい人の買数量、買値が書かれたスケジュール表のことを指す。この板に多くの注文が書かれていれば活発に取引されている銘柄と一応見なすことができる。

日銀の市場介入はサプライズを狙って当初は極秘に行われたが、いつからか指値等を事前に通知するようになった。通知する方が当局の意図がわかり、市場には効果がある場合があるからである。しかも、2016年9月よりイールドカーブコントロール（YCC）政策、2021年3月からは複数日にわたり実施するより強力な連続指値オペ制度が導入され、政策は多彩になった。

現行の政策のまま十分年数が経った後の状況を私は恐れる。投資家に公平・安全かつ迅速で信頼できる取引機会を提供するのは当局と取引所の役割である。政策の道筋が付けられないまま、日本の金融証券市場がいびつなまま放置されるのは大変怖いのである。これが出口戦略と呼ばれる問題である。機会があれば別の切り口でこの点を展開してみたいと思っている。

パート従業員に支払う 通勤手当について

文：相談員 税理士 石井 泰幸

以下のような質問がたまにあります。

Q. 電車通勤の非常勤の従業員に、通勤手当を毎月 3,000 円支給した場合に所得税は課税されますか？ 3,000 円は 1 ヶ月の定期代金の範囲です。

A. 課税しません。

パート、アルバイトなどの非常勤の従業員に支給する通勤手当は、一定の範囲の金額であれば、課税はありません。

所得税法には日にちごとに計算する規定は無く、その月に支給される通勤手当の非課税限度額が規定されています。

よって、上記金額 3,000 円が、月額定期乗車券の金額であっても、会社が定める金額であっても、実費交通費〇月の概算日数であっても、所得税の定める非課税の金額の範囲であれば、課税はありません。

この規定は、正社員、アルバイト従業員の別なく適用されます。

(所得税施行令第 20 条の 2 「非課税とされる通勤手当」)

①通勤のために交通機関または有料道路を利用する場合 ……月額 150,000 円まで非課税

ただし、その者の通勤に係る運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的且つ合理的と認められる通勤の経路及び方法による運賃の額とする。

②自動車や自転車などの交通用具を使用している場合

●通勤距離が片道 2 km 未満である場合 ……全額課税

● ” 2 km 以上 10 km 未満の場合 ……非課税限度額 4,200 円

● ” 10 km 以上 15 km 未満の場合 ……非課税限度額 7,100 円

● ” 略

● ” 55 km 以上の場合 ……非課税限度額 31,600 円

③交通機関を利用している人に支給する通勤定期乗車券

1 ヶ月あたりの合理的な運賃等の額

……最高限度額 150,000 円／月まで非課税

④交通機関または有料道路を利用するほか交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤定期乗車券……非課税限度額は

1 ヶ月当たりの合理的な運賃等の額＋②の金額

ただし最高限度額 150,000 円／月

また、非課税限度額を超えて支給した場合には、この超える金額は給与として課税され、源泉徴収税額の計算をする場合には課税対象になります。

また、所得税法の範囲ではありませんが、「同一労働同一賃金ガイドライン」の不合理な待遇の禁止等に関する指針に「通勤手当」も記載されていますので、ご確認なさってください。

相談員のご紹介 (五十音順)

●石井 泰幸 氏
税理士

●江村 利明 氏
弁護士

●金丸 大二 氏
特定社会保険労務士
就業規則、給与計算等

●北山 克己 氏
建築物環境衛生管理技術者
ビルクリーニング技能士
ビル清掃、病院清掃など清掃全般

●坂 康夫 氏
技術士
経営工学・品質管理

●中辻 一裕 氏
中小企業診断士
POP広告、経営、
マーケティング・コンサルティング

経営等に関するさまざまな
相談を受け付けております。
e-mail : pr@tokyo-bm.or.jp まで



メーター検針用スマホアプリ

スマホ検針 めたぽすと

現場志向の検針システム。

目視と手書きでメーターの値を台帳に記載、パソコンで数値を手入力してデータ化…。

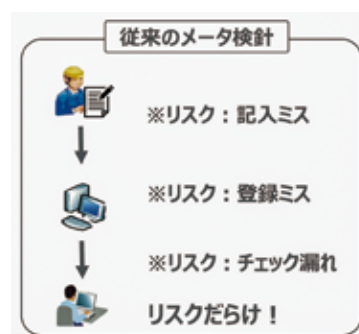
ミスが起こりやすく時間もかかる一連の作業を、手軽に DX 化しませんか？

検針後も、現場の方々の実運用に寄り添ったデータ管理が可能。

専用端末・スマートメーターへの買い替えなど、大きな設備投資も不要。

既存のメーターを活かして、検針業務の省力化とデジタル管理を
早期に実現させます。

システム画面



WEB 台帳画面



詳細は QR コードから！



アイテック阪急阪神株式会社

Tel 03-6747-3500 <https://www.octbas.net/meterpost/>

※掲載製品の性能等についての説明内容は、当該賛助会員からの情報です。

製品情報募集
(掲載料無料)

賛助会員の皆様からおすすめ製品の情報を募集いたします。
奮ってご応募ください。

▶ 詳細は当協会事務局 pr@tokyo-bm.or.jp までご連絡ください。



ご案内済み一覧

3月22日

【協会】

● 会員代表者における還暦該当者の確認について

● 令和5年度第45回海外研修視察（第一報）

講習会

（1）危険予知訓練（KYT）講習

（2）リスクアセスメント講習

（3）上級救命講習

【その他団体より】

● 職場の「熱中症」を防ごう！

東京労働局労働基準部健康課

4月6日

【協会】

講習会

（1）品質評価法講習

（2）貯水槽清掃作業従事者研修

（3）外国人従事者育成のための指導者養成講習

● 第207回ゴルフ大会開催

● 第62東京都交響楽団特別招待募集

● 令和5年度都立動物園・水族園招待募集

● 広報誌「ネットワーク東京」（2023年4月号）

広報誌

Network Tokyo

ネットワーク東京

令和5年5月号（第603号）

公益社団法人
東京ビルメンテナンス協会

〒116-0013
東京都荒川区西日暮里5-12-5
ビルメンテナンス会館
電話 03-3805-7555（代）
FAX 03-3805-7550

発行人：佐々木浩二
編集人：吉澤 幸夫

編集・制作：広報委員会

広報委員会 STAFF

■委員長 吉澤 幸夫

■委員 奥出 隆之
里見 貴弘
庄司 和明
鈴木 英司
中嶋 徹治
宮下 洋介

編集後記

いよいよ新型コロナウイルスも、感染症法上の分類が季節性インフルエンザと同じ「5類」扱いになる。既に3月からは、マスクをするかしないかは本人任せになっている。コンビニやスーパーでの買い物のときに、マスクを忘れて車に戻る必要もなくなった。但し、まだほとんどの人がマスクを着けているので少し気恥しい思いはするが、それとて、時間の問題なのだろう。やっと、コロナから解放された。それ故か、陽気に誘われて、庭や近所の公園で草木を愛でるのが何か贅沢な時間の過ごし方のように思えてならない。

ところで、コロナの収束とともにサービス業界の人手不足が深刻化してきている。営業自粛や制限を受けてきた飲食店、宿泊施設、温浴施設にも顧客は確実に戻りつつあるが、対応するスタッフの確保

が難しいのである。ビルメンテナンス業界も然り、募集広告を出してもなかなか応募がないという有様である。募集媒体やリファラル採用（社内紹介制度）などの方法で工夫をすべきか、募集対象を、高齢者、主婦、外国人、Wワーカーに拡げるのか等々色々なことを考えても良策が見つからない。言えることは、パートなどの非正規雇用の時給は、人手獲得のための値上げ合戦を覚悟しなければならぬということだろう。

願わくば、人手不足というレッド・オーシャン（競争の激しい既存の事業領域）から抜け出し、一刻も早くブルー・オーシャン戦略（新しい市場を開拓し、競合のない新領域に事業を開拓していく戦略）を確立したいものである。

株式会社サンアメニティ 吉澤 幸夫

委員五十音順

※4月10日までに協会へご連絡のあった変更情報になります。
赤色の太字部分が変更になった箇所です。

社 名	協会登録代表者名	郵便番号	所 在 地	電話番号	FAX 番号
(代表者名変更) 大林ファシリティーズ 株式会社	石井 健治	101-0054	東京都千代田区神田錦町1-6 住友商事錦町ビル	03-5281-8311	03-5281-8332
株式会社 シミズビル・ライフケア	東海 幸一	104-0031	東京都中央区京橋2-10-2 ぬ利彦ビル南館	03-6228-6130	
J U K I プロサーブ 株式会社	塚野 朗	206-8551	東京都多摩市鶴牧2-11-1	042-357-2521	042-357-2560
東武ビルマネジメント 株式会社	武政 美佐雄	131-8550	東京都墨田区押上2-12-7 セトル中之郷1F	03-3623-2194	03-3623-0141
株式会社トムズ	羽深 能央	103-0014	東京都中央区日本橋蛸殻町1-34-2 絹川ビル5F	03-5649-8480	03-5643-5644
株式会社ニューセントラル サービス	佐藤 晋典	150-0021	東京都渋谷区恵比寿西1-16-16 エースビル7F	03-3464-8531	03-3464-8730
(所在地・電話・FAX変更) 三和機材株式会社	金子 竜太郎	135-0053	東京都江東区辰巳3-7-10 (月島倉庫(株)辰巳倉庫内)	03-5534-5813	03-5534-5812

公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会への 入会希望会社をご紹介します

情報提供、人材育成、交流活動……会員特典あります。

当協会にご入会いただくと、同時に全国BM協会の会員となり、双方のサービスをご利用いただけます。



特典1：公益社団法人の会員であることの証明

特典4：業務・技術・法令などの業界最新情報の提供

特典2：講習会・研修会への受講割引・無料参加

特典5：協会主催催事への参加による会員交流

特典3：求人サイト「東京ビルメンお仕事さがし」無料掲載

特典6：ビルメンテナンス会館の施設の利用割引

■お問い合わせ先

公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会 事務局（担当：森、内山）

TEL.03(3805)7555

求人サイト「東京ビルメンお仕事さがし」 をご活用ください

(公社)東京ビルメンテナンス協会では、株式会社アイデムと連携し、ビルメンテナンス業に特化した求人サイト「東京ビルメンお仕事さがし」を運営しています。

本サイト活用のメリット

1. 清掃業、警備業、設備管理業、その他ビルメンテナンス業に関連した求人のみを掲載
2. 当協会の会員は掲載料金が無料
3. 求人検索エンジン「Indeed」にも求人が掲載され、検索数や応募数が大幅に増加

求人募集の手段として、是非ご活用ください。



サイトイメージ

求人掲載
申込方法

▼当サイトご利用に関する詳細やお申込みはこちら

<https://www.tokyo-bm.or.jp/seminar/oshigoto.html>

※お申込み後、業務提携をしている株式会社アイデムの担当者から詳細説明の連絡が行きます。



求人情報
掲載料金

[会員] 無料

※1社につき同時に10件まで求人掲載可

[一般] 1件あたり 33,000円(税込) / 月

※1社につき同時に3件まで求人掲載可

「東京ビルメンお仕事さがし」は下記URLよりご確認ください。

<https://www.tokyo-bm-recruit.jp/>

※本サイトで求人情報を掲載すると、求人検索エンジン「Indeed」等でも表示されます。



勤務地や給与、勤務時間等の条件を絞り込んで検索可能。

条件を選んで探す

条件を選択し検索してください。

勤務地	都道府県を選択
業種	☐ 清掃のお仕事 ☐ 警備のお仕事 ☐ 設備管理のお仕事 ☐ その他のお仕事
雇用形態	☐ 正社員 ☐ 契約社員 ☐ パート・アルバイト
給与スタイル	☐ 月給1,200円以上 ☐ 月給14,000円以上 ☐ 月給12,000円以上 ☐ 月給25万円以上 ☐ 月給30万円以上 ☐ 社会保険あり ☐ 通勤手当あり ☐ 中高年の方活躍中 ☐ 土日祝休み ☐ 週1日～OK ☐ 週3日以内 ☐ 1日4h以内OK ☐ 深夜ワーク ☐ WワークOK

検索

Point!

お近くの区市町村からお選びいただけます。

Point!

ご希望の働き方に合わせて求人を探索できます。



公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会



変わりゆく東京に、
変わらない東京がある。

歳月を経ても、なお

わたしたちは守り続けます。わたしたちは支え続けます。

公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会



スマート(賢い) クリーニングならマイティメイド

業務用

高効率

高機能

省エネ



コードレスドライバキューム

PowerTank IV
マイティメイド パワータンク

Cordless vacuum cleaners
Mightymaid

フルモデルチェンジで新登場!!

圧倒的な作業効率

シリーズ最大の吸引力

新バッテリーロック機構



連続作動
60/45分
標準/パワー
吸引モード

作動音
51/56dB
標準/パワー
吸引モード

※LV9N使用時

HEPA
フィルター対応
(オプション)

HEPA



Li-ion
リチウムイオン電池
はリサイクルへ

9
Ah



Clean Innovation Company
ペンギンワックス株式会社

本社・工場 大阪市東成区東中本3-10-14(〒537-0021) TEL06(6973)9131

ペンギンワックス 検索

東京支店 TEL 03(3387)9381
名古屋支店 TEL 052(824)1711
大阪支店 TEL 06(6973)9131
福岡支店 TEL 092(451)9411
札幌営業所 TEL 011(742)3701

仙台営業所 TEL 022(239)5161
北陸営業所 TEL 076(224)4281
広島営業所 TEL 082(509)5030
高松営業所 TEL 087(881)5067